

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則</p>	<p>職制上の段階への講師の追加、標準的な職の変更等を行うため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 職制上の段階への講師の追加 講師のうち、一般職の職員の給与に関する条例の教育職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であるものを職制上の段階に加える。 (第1条関係)</p> <p>2 標準的な職の変更 (1) 県立学校職員の標準的な職のうち、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「実習助手」及び「寄宿舎指導員」の5つの職を「主幹教諭」、「教諭」及び「講師」の3つに組み替える。 (2) 県費負担教職員の標準的な職のうち、「教諭」、「養護教諭」及び「栄養教諭」の3つの職を「主幹教諭」、「教諭」及び「講師」の3つの職に組み替える。 (第1条関係)</p> <p>3 標準的な職の規定の整備 標準的な職の規定について、本文と表の中欄の表記を整備する。 (第1条関係)</p> <p>4 施行期日 令和2年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる職制上の段階」の下に「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第七十九条及び第八十二条において準用する第二十七条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年十一月奈良県教育委員会規則第八号）第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）」を加え、同条の表を次のように改める。

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 県立学校 職員が行う 職務	一 校長	校長
	二 教頭	教頭
	三 主幹教諭	主幹教諭
	四 教諭、養護教諭、栄養教諭並びに実習助手、 寄宿舎指導員及び講師のうち、一般職の職員の 給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条 例第三十三号。以下「条例」という。）の教育 職給料表(二)の適用を受けている者でその属する 職務の級が二級であるもの	教諭
	五 実習助手、寄宿舎指導員及び講師のうち、条 例の教育職給料表(二)の適用を受けている者でそ の属する職務の級が一級であるもの	講師

二 県費負担 教職員が行 う職務	一 校長	校長
	二 教頭	教頭
	三 主幹教諭	主幹教諭
	四 教諭、養護教諭、栄養教諭及び講師（条例の 教育職給料表(三)の適用を受けている者でその属	教諭
	五 主任教諭、主任主事、主任主査、学校司書（条例の 行政職給料表の適用を受けている者でその属す る職務の級が四級であるものに限る。）及び学 校栄養士（条例の医療職給料表(二)の適用を受け ている者でその属する職務の級が五級であるもの に限る。）	主任教諭
	六 事務長及び副主幹	事務長
	七 係長、調整員、主任主査、学校司書（条例の 行政職給料表の適用を受けている者でその属す る職務の級が四級であるものに限る。）及び学 校栄養士（条例の医療職給料表(二)の適用を受け ている者でその属する職務の級が五級であるもの に限る。）	係長
	八 主査、主任主事、主事及び学校司書（条例の 行政職給料表の適用を受けている者でその属す る職務の級が三級以下であるものに限る。）	主事
	九 学校栄養士（条例の医療職給料表(二)の適用を 受けている者でその属する職務の級が四級以下 であるものに限る。）	技師
	十 指導技能員	指導技能員
	十一 主任技能員、技能員及び業務員	技能員

<p>する職務の級が二級であるものに限る。)</p>	
<p>五 講師 (条例の教育職給料表(三)の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であるものに限る。)</p>	<p>講師</p>
<p>六 事務職員 (条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。) 及び学校栄養職員 (条例の医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。)</p>	<p>係長</p>
<p>七 事務職員 (条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。)</p>	<p>主事</p>
<p>八 学校栄養職員 (条例の医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が四級以下であるものに限る。)</p>	<p>技師</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																		
<p>（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和三十五年法律第百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階（学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）、第六十条（同法第八十二条において準用する場合を含む。）、第七十九条及び第八十二条において準用する第二十七条並びに奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年十一月奈良県教育委員会規則第八号）第三十一条の三及び第三十一条の七に規定する職の段階をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（職務に係る標準的な職）</p> <p>第一条 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員（以下「県立学校職員」という。）並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和三十二年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の地方公務員法（昭和三十五年法律第百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の種類</th> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一 県立学校職員が行う職務</td> <td>一 校長</td> <td>校長</td> </tr> <tr> <td>二 教頭</td> <td>教頭</td> </tr> <tr> <td>三 主幹教諭</td> <td>主幹教諭</td> </tr> <tr> <td>四 教諭、養護教諭、教諭</td> <td>教諭</td> </tr> </tbody> </table>	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	一 県立学校職員が行う職務	一 校長	校長	二 教頭	教頭	三 主幹教諭	主幹教諭	四 教諭、養護教諭、教諭	教諭	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の種類</th> <th>職制上の段階</th> <th>標準的な職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 県立学校職員が行う職務</td> <td>一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十七条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第</td> <td>校長</td> </tr> </tbody> </table>	職務の種類	職制上の段階	標準的な職	一 県立学校職員が行う職務	一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十七条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第	校長
職務の種類	職制上の段階	標準的な職																	
一 県立学校職員が行う職務	一 校長	校長																	
	二 教頭	教頭																	
	三 主幹教諭	主幹教諭																	
	四 教諭、養護教諭、教諭	教諭																	
職務の種類	職制上の段階	標準的な職																	
一 県立学校職員が行う職務	一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第三十七条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第	校長																	

改 正 案	現 行
<p>栄養教諭並びに実習助手、寄宿舎指導員及び講師のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号。以下「条例」という。）の教育職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるもの</p>	<p>八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する校長の属する職制上の段階</p>
<p>五 実習助手、寄宿舎指導員及び講師のうち、条例の教育職給料表（二）の適用を受けている者でその属する職務の級が一級であるもの</p>	<p>二 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する教頭の属する職制上の段階</p>
<p>六 事務長及び副主幹</p>	<p>事務長</p>
<p>七 係長、調整員、主任主査、学校司書（条例の行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であるものに限る。）及び学校栄養士（条例の医</p>	<p>係長</p>

改 正 案		現 行	
二 県費 負担教 職員が 行う職 務	一 校長	校長	三 法第四十九条に おいて準用する第 六十条第二項並び に第八十二条にお いて準用する第二 十七条第二項、第 八十二条において 準用する第三十七 条第二項、第八十 二条において準用 する第四十九条に おいて準用する第 三十七条第二項及 び第八十二条にお いて準用する第六 十条第二項に規定 する主幹教諭、法 第四十九条におい て準用する第二十 七条第一項、第六 十条第一項並びに 第八十二条におい て準用する第二十 七条第一項、第八 十二条において準 用する第三十七条 第一項、第八十二 条において準用す る第四十九条にお いて準用する第三 十七条第一項及び 第八十二条におい て準用する第六十 条第一項に規定す る教諭並びに法第 四十九条において
	二 教頭	教頭	
	三 主幹教諭	主幹教 諭	
	八 主査、主任主事、 主事及び学校司書 (条例の行政職給 料表の適用を受け ている者でその属 する職務の級が三 級以下であるもの に限る。)	主事	
	九 学校栄養士(条 例の医療職給料表 (二)の適用を受 けている者でその 属する職務の級が 四級以下であるも のに限る。)	技師	
	十 指導技能員	指導技 能員	
十一 主任技能員、 技能員及び業務員	技能員		
	療職給料表(二) の適用を受けてい る者でその属する 職務の級が五級で あるものに限る。		

改正案	現行
<p>四 教諭、養護教諭、 栄養教諭及び講師 (条例の教育職給 料表(三)の適用 を受けている者で その属する職務の 級が二級であるも のに限る。)</p>	<p>教諭</p>
<p>五 講師(条例の教 育職給料表(三) の適用を受けてい る者でその属する 職務の級が一級で あるものに限る。)</p>	<p>講師</p>
<p>六 事務職員(条例 の行政職給料表の 適用を受けている 者でその属する職 務の級が四級であ るものに限る。) 及び学校栄養職員 (条例の医療職給 料表(二)の適用 を受けている者で その属する職務の 級が五級であるも のに限る。)</p>	<p>係長</p>
<p>七 事務職員(条例 の行政職給料表の 適用を受けている 者でその属する職</p>	<p>主事</p>
	<p>準用する第三十七 条第十八項、第六 十条第五項並びに 第八十二条におい て準用する第二十 七条第十項、第八 十二条において準 用する第三十七条 第十八項、第八十 二条において準用 する第四十九条に おいて準用する第 三十七条第十八項 及び第八十二条に おいて準用する第 六十条第五項に規 定する講師(一般 職の職員の給与に 関する条例(昭和 三十二年奈良県条 例第三十三号)の 教育職給料表(二 )の適用を受けて いる者でその属す る職務の級が二級 であるものに限る。 )の属する職制上 の段階</p>
	<p>四 法第四十九条に おいて準用する第 三十七条第一項、 第六十条第二項並 びに第八十二条に おいて準用する第 二十七条第一項、</p>
	<p>養護教 諭</p>

改正案	現行															
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="164 257 367 835"></td> <td data-bbox="367 257 646 835">           八 学校栄養職員（            条例の医療職給料            表（二）の適用を            受けている者でそ            の属する職務の級            が四級以下である            ものに限る。）         </td> <td data-bbox="646 257 786 835">技師</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 257 367 448"></td> <td data-bbox="367 257 646 448">           務の級が三級以下            であるものに限る。         </td> <td data-bbox="646 257 786 448"></td> </tr> </table>		八 学校栄養職員（ 条例の医療職給料 表（二）の適用を 受けている者でそ の属する職務の級 が四級以下である ものに限る。）	技師		務の級が三級以下 であるものに限る。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="786 257 981 929"></td> <td data-bbox="981 257 1260 929">           第八十二条におい            て準用する第三十            七条第一項、第八            十二条において準            用する第四十九条            において準用する            第三十七条第一項            及び第八十二条に            おいて準用する第            六十条第二項に規            定する養護教諭の            属する職制上の段            階         </td> <td data-bbox="1260 257 1409 929"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 257 981 1948"></td> <td data-bbox="981 257 1260 1948">           五 法第四十九条に            おいて準用する第            三十七条第二項、            第六十条第二項並            びに第八十二条に            おいて準用する第            二十七条第二項、            第八十二条におい            て準用する第三十            七条第二項、第八            十二条において準            用する第四十九条            において準用する            第三十七条第二項            及び第八十二条に            おいて準用する第            六十条第二項に規            定する栄養教諭の            属する職制上の段            階         </td> <td data-bbox="1260 257 1409 1948">栄養教諭</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 257 981 2042"></td> <td data-bbox="981 257 1260 2042">           六 法第六十条第二         </td> <td data-bbox="1260 257 1409 2042">実習助</td> </tr> </table>		第八十二条におい て準用する第三十 七条第一項、第八 十二条において準 用する第四十九条 において準用する 第三十七条第一項 及び第八十二条に おいて準用する第 六十条第二項に規 定する養護教諭の 属する職制上の段 階			五 法第四十九条に おいて準用する第 三十七条第二項、 第六十条第二項並 びに第八十二条に おいて準用する第 二十七条第二項、 第八十二条におい て準用する第三十 七条第二項、第八 十二条において準 用する第四十九条 において準用する 第三十七条第二項 及び第八十二条に おいて準用する第 六十条第二項に規 定する栄養教諭の 属する職制上の段 階	栄養教諭		六 法第六十条第二	実習助
	八 学校栄養職員（ 条例の医療職給料 表（二）の適用を 受けている者でそ の属する職務の級 が四級以下である ものに限る。）	技師														
	務の級が三級以下 であるものに限る。															
	第八十二条におい て準用する第三十 七条第一項、第八 十二条において準 用する第四十九条 において準用する 第三十七条第一項 及び第八十二条に おいて準用する第 六十条第二項に規 定する養護教諭の 属する職制上の段 階															
	五 法第四十九条に おいて準用する第 三十七条第二項、 第六十条第二項並 びに第八十二条に おいて準用する第 二十七条第二項、 第八十二条におい て準用する第三十 七条第二項、第八 十二条において準 用する第四十九条 において準用する 第三十七条第二項 及び第八十二条に おいて準用する第 六十条第二項に規 定する栄養教諭の 属する職制上の段 階	栄養教諭														
	六 法第六十条第二	実習助														

改正案	現行	
		<p>項及び第八十二条において準用する第六十条第二項に規定する実習助手の属する職制上の段階</p>
	<p>七 法第七十九条第一項に規定する寄宿舎指導員の属する職制上の段階</p>	<p>手 寄宿舎指導員</p>
		<p>八 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第一項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項並びに第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十二年十一月奈良県教育委員会規則第八号。</p> <p>事務長</p>

改正案	現行	
		<p>以下「規則」とい う。）第三十一条 の三第一項に規定 する事務長及び第 三十一条の七第三 項に規定する副主 幹の属する職制上 の段階</p>
		<p>九 法第四十九条に おいて準用する第 三十七条第一項、 第六十条第一項並 びに第八十二条に おいて準用する第 二十七条第一項、 第八十二条におい て準用する第二十 七条第一項、第八 十二条において準 用する第四十九条 において準用する 第三十七条第一項 及び第八十二条に おいて準用する第 六十条第一項に規 定する事務職員の うち、規則第二十 一条の七第一項第 二号から第四号ま でに規定する職、 同項第九号に規定 する学校司書（行 政職給料表の適用 を受けている者で その属する職務の 係長</p>

改正案	現行	
		<p>級が四級であるものに限る。)及び同項第十一号に規定する学校栄養士(医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。)の属する職制上の段階</p>
	<p>十 法第四十九条において準用する第三十七条第一項、第六十条第一項並びに第八十二条において準用する第二十七条第二項、第八十二条において準用する第三十七条第一項、第八十二条において準用する第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第八十二条において準用する第六十条第一項に規定する事務職員のうち、規則第三十一条の七第一項第五号及び第六号に規定する職、同項第八号に規定する主事並びに同項第</p>	<p>主事</p>

改正案	現行	
	<p>二 県費負担教員</p>	<p>九号に規定する学 校司書（行政職給 料表の適用を受け ている者でその属 する職務の級が三 級以下であるもの に限る。）の属す る職制上の段階</p> <p>十一 規則第三十一 条の七第一項第十 一号に規定する学 校栄養士（医療職 給料表（二）の適 用を受けている者 でその属する職務 の級が四級以下で あるものに限る。 ）の属する職制上 の段階</p> <p>十二 規則第三十二 条の七第一項第十 二号に規定する指 導技能員の属する 職制上の段階</p> <p>十三 規則第三十二 条の七第二項第十 三号から第十五号 までに規定する職 の属する職制上の 段階</p> <p>一 法第三十七条第 一項、第四十九条</p> <p>技師</p> <p>指導技 能員</p> <p>技能員</p> <p>校長</p>

改正案	現行		
	職員が 行ふ職 務	において準用する 第三十七条第二項 及び第六十条第一 項に規定する校長 の属する職制上の 段階	
		一 法第三十七条第 一項、第四十九条 において準用する 第三十七条第二項 及び第六十条第一 項に規定する教頭 の属する職制上の 段階	教頭
		三 法第三十七条第 二項、第四十九条 において準用する 第三十七条第二項 及び第六十条第二 項に規定する主幹 教諭並びに第三十 七条第一項、第四 十九条において準 用する第三十七条 第一項及び第六十 条第一項に規定す る教諭並びに第三 十七条第十八項、 第四十九条におい て準用する第三十 七条第十八項及び 第六十条第五項に 規定する講師（一 般職の職員）の給与	教諭

改正案	現行	
		<p>に関する条例の教育職給料表（三）の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であるものに限る。）の属する職制上の段階</p>
		<p>四 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第二項に規定する養護教諭の属する職制上の段階</p> <p>養護教諭</p>
		<p>五 法第三十七条第二項、第四十九条において準用する第三十七条第二項及び第六十条第二項に規定する栄養教諭の属する職制上の段階</p> <p>栄養教諭</p>
		<p>六 法第三十七条第一項、第四十九条において準用する第三十七条第一項及び第六十条第一項に規定する事務職員（行政職給料表の適用を受けている者でその属す</p> <p>係長</p>

改正案	現行	
		<p>る職務の級が四級であるものに限る。)</p> <p>並びに法第三十七條第二項、第四十九條において準用する第三十七條第二項及び第六十條第二項の規定により置かれる学校栄養職員(医療職給料表(二)の適用を受けている者でその属する職務の級が五級であるものに限る。)の属する職制上の段階</p>
	<p>七 法第三十七條第一項、第四十九條において準用する第三十七條第一項及び第六十條第一項に規定する事務職員(行政職給料表の適用を受けている者でその属する職務の級が三級以下であるものに限る。)の属する職制上の段階</p>	主事
	<p>八 法第三十七條第二項、第四十九條において準用する第三十七條第二項</p>	技師

改正案	現行	
		<p>及び第六十条第二 項の規定により置 かれる学校栄養職 員（医療職給料表 （二）の適用を受 けている者でその 属する職務の級が 四級以下であるも のに限る。）の属 する職制上の段階</p>